

に聴く



弁護士 宮澤俊夫 85

判例から見る 労働トラブルの 防止対策



使用者の安全配慮義務

一、労働者の安全への配慮

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする（労働契約法第五条）とされています。私が顧問をしている日

事案は、三重県内の郵便局で集配業務に従事していた原告Xが、平成二

八年九月の台風上陸時輕

四輪自動車を運転して集配業務に従事中、郵便物の集荷を終えて車に戻るために民家の10段程度の階段を降りていたところ、強風にあおられて転倒し、右手首損傷したが、強風等の悪天候時に、業務の中止を指示することなく漫然と業務を継続させたのは、会社の安全配慮義務違反に当たるとして、約一五〇〇万円の損害賠償請求をしたという訴訟です。

私は、暴風警報が発表されたとしても直ちに一般企業が休業になるもの

ではないこと、日本郵便は全国の国民に迅速に郵便物を配達すべき使命をもって公共事業を行つて

おり、悪天候による集配

業務の中止については天

候の状況等から総合的な

判断を行つてることを

主張したうえで、本件事

故当時の天候状況を気象

庁の発表データを基に詳

細に立証し、本件当時の

台風程度で従業員の集配

業務を中止させる合理的な理由はないと主張しま

した。また、原告本人の

尋問に当たつても、当日

Xの体験した気象状況

を詳細に聞き出し、Xが

当日傘をさして配達して

いたこと、労災申請時には、雨に濡れた階段で滑

つて転倒したと述べてい

月三日判決要旨

本件事故が発生した当時の周辺都市の風速状況、気象用語で、「やや強い風」とされるのは、風に向かって歩けなくなり、傘がさせなくなるとされる平均風速10ないし15m／秒に当たり、風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出るとされる「強い風」は、平均風速15mないし20m／秒とされていることからすれば、本件当時の風の状況はこれに及ばなかつたこと、「非常に激しい雨」とされる50ミリないし80ミリの場合には、傘は全く役立たなくなるとされて

いることからすれば、集配業務中に転倒の危険が生じるほどの暴風であつたとまでは認められない。また、本件事故当時の雨が、集配業務中に転倒の危険が生じるほどの大雨であったとは認められない。本件事故は、原告が雨に濡れた階段で足を滑らせたことが一因となつて発生したとは認められるものの、原告が風にあられたために転倒し、おられたものと認めるこ

とはできない。

これらによれば、原告は、専ら自己の不注意により、階段で足を滑らせ転倒した可能性が排除できない。そうすると、被告が、原告に集配業務を中止するように指示すべき安全配慮義務に違反したことによる損害賠償責任を負うとは認められない。



（宮澤俊夫法律事務所所長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士・愛知労働局労災法務専門員）

イラスト・源 安孝